

第1 監査の対象

健康福祉部（健康増進課、地域福祉課、介護・高齢福祉課、障がい福祉課、生活支援課）

第2 監査の期間

令和元年9月6日から令和元年10月31日まで

第3 監査の方法

平成30年度における財務に関する事務などが、法令等に基づき適正かつ効率的に行われているかについて、都市監査基準（平成27年8月27日全国都市監査委員会制定）に準拠し、関係書類等の抽出調査、関係職員からの説明聴取を行うとともに、必要な事項については実地調査を行った。

また、本監査の重点項目及び主な着眼点について、次のとおり設定した。

1 重点項目

(1) 契約に関する事務

- ア 契約の方法は、適正な理由により選択されているか。
- イ 契約金額、契約目的及び履行の期限その他契約の内容は適切か。
- ウ 契約の履行及びその確認は、適切に行われているか。

(2) 財産管理に関する事務

- ア 財産は適切に維持管理され、有効に使用されているか。
- イ 行政財産の目的外使用許可等は、適正に行われているか。

2 主な着眼点

(1) 収入に関する事務

- ア 調定、徴収、減免等は、根拠となる法令等に適合しているか。
- イ 現金等の受領、管理は、適正に行われているか。
- ウ 滞納状況の把握、記録は適切に行われているか。
- エ 督促等の手続は適時、かつ適正に行われているか。

(2) 支出に関する事務

ア 違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。

イ 補助金は交付目的に合致し、手続は根拠となる法令等に適合しているか。

(3) 財産管理等に関する事務

ア 庶務事務は、適正に行われているか。

(4) 指定管理に関する事務

ア 指定管理者の指定は、根拠となる法令等に適合しているか。

イ 管理業務計画の履行及びその確認は、適切に行われているか。

第4 監査の結果

健康福祉部の所管する事務は、おおむね適正に執行されていると認めた。

しかし、一部の課において、次のとおり注意を要する事項が見受けられたので、速やかに適切な措置を講じられたい。

なお、各指摘事項は、業務の執行が法令等の定めに反しているものなど重要と判断するものを是正事項とし、それ以外のは注意事項と区分した。

1 注意事項

(1) 契約に関する事務

ア 契約の手続きを怠っていたもの

電柱及び支線の設置に係る土地賃貸借において、契約の更新をしないまま土地を賃貸し、賃貸料を徴収していた。 (地域福祉課)

イ 契約事項の確認を怠っていたもの

要介護認定調査委託において、要介護認定調査に従事する者に係る名簿及び資格等を有する証明書の確認が不十分なものが散見された。(介護・高齢福祉課)

ウ 決裁区分に誤りがあったもの

平成30年度福祉応援券等作成委託において、入札予定価格書の決裁区分に誤りがあった。(障がい福祉課)

(2) 収入に関する事務

ア 行政財産目的外使用料徴収に係る事務が適切でなかったもの

使用期間が6か月以上の施設等に係る行政財産目的外使用料の徴収について、

後期分の納入期限が10月末日を越えて設定されていた。(地域福祉課)

イ 収納に係る事務が適切でなかったもの

生活保護法第63条返還金等の収納事務において、口座振替業務を業者に委託していた。(生活支援課)

(3) 財産管理等に関する事務

ア 賃金の支給に誤りがあったもの

臨時職員出勤簿の記入誤りにより、賃金の一部が過支給や未支給となっていた。(介護・高齢福祉課、生活支援課)

第5 意見

地方自治法第199条第10項の規定に基づき、監査の結果に関する報告に添えて、経済性・効率性・有効性等の観点から次の意見を提出する。今後の事務の執行に当たっては、必要に応じて適切に対応されたい。

1 障がい児支援の充実に期待するもの（有効性）

平成28年に児童福祉法が改正され、障がい児福祉計画の策定義務化や障がいのある子どもの多様な支援ニーズへの対応等が求められている。本市では、「第4次春日井市障がい者総合福祉計画」(30年3月策定)における重点目標の一つに「障がい児支援の充実」を掲げており、障がいのある子どもが個性を活かして、のびのびと成長できるよう、様々な事業に取り組んでいる。

障がいのある子どもに対するサービスにおいては、手帳の所持にかかわらず乳幼児健康診査や発達相談の窓口からの紹介をきっかけとして利用を開始することが多く、その利用実績は増加傾向となっている。特に、未就学児を対象とした「児童発達支援」と就学している児童を対象とした「放課後等デイサービス」については、表のとおり利用人数及び利用延日数ともに26年度から30年度までの5年間で50%以上増加し、また、利用者の増加に伴ってサービスを実施する事業所数も増加傾向となっている。

表 利用状況

		平成 26 年度	平成 30 年度	増加率(%)
児童発達支援	利用人数(人)	366	552	50.8
	利用延日数(日)	17,001	28,175	65.7
	事業所数(か所)	21	28	33.3
放課後等デイサービス	利用人数(人)	403	648	60.8
	利用延日数(日)	51,792	87,421	68.8
	事業所数(か所)	24	42	75.0

こうした事業所の急激な増加は、事業所における人材確保やサービスの質の向上が懸念されるところである。本市では、30年度から障がい児通所支援事業所の連絡会を立ち上げ、事業所交流会や事業所展の実施により事業所間の意見交換や情報提供を図っており、また、県とともに定期的な実地指導を実施するなど、サービスの質の向上に取り組んでいることが認められる。

については、障がいのある子どもの成長・自立を促進し、保護者が安心して子育てできる環境をつくるために、今後も多様なサービスに対する需要の増加が見込まれることから、事業所に対する支援や指導を行うとともに、保健・医療・保育・教育等の連携を図り、子どものライフステージに対応した切れ目ない支援の提供について、さらなる充実を期待するものである。(障がい福祉課)